

(3) 任意事業

① 介護給付適正化事業の現状と課題、第7期における方針

イ 要介護・要支援認定の適正化

1) 現状

要介護認定に係る認定調査の内容について、桑名市又は桑名市社会福祉協議会の職員が書面点検をすることにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図っています。

また、認定調査員の相互間の情報共有と平準化を図るための月例勉強会を開催しています。

そのほか、認定審査会における一次判定から二次判定への軽重度変更率の地域差について分析を行うとともに、認定調査項目別の選択状況について、全国の保険者と比較した分析等を行い、要介護認定調査の適正化に向けた取組を実施しています。

2) 課題

- ・作成された認定調査票の書面点検に関しては市職員等が全件について行っていますが、認定調査に同行することによる点検については実施していないため、認定調査の実態に関する把握ができていない状況です。
- ・認定審査会の合議体間における一次判定から二次判定への軽重度変更率の格差について現在のところ分析を行っていないため、平準化が保たれているのか把握ができていない状況です。

3) 第7期における方針

市職員等による認定調査票の書面点検を引き続き実施していくとともに、適切に認定調査が行われるよう、実態を把握するため認定調査に同行することについても検討します。

また、認定調査員を対象とする月例勉強会を今後も引き続き実施するとともに、認定調査における特記事項の記載の充実についても取り組んでいきます。

認定審査会においては、合議体間の軽重度変更率の格差について分析する手法を協議し、その結果を踏まえて必要な見直しを検討します。

ロ 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の適正化(ケアプランの点検)

1) 現状

「地域生活応援会議」を毎週開催し、新規要支援認定者のケアプランをもとに多職種協働によりアドバイスを実施し、自立支援に資するケアマネジメントの実践に向けた支援を行っています。

また、「ケアミーティング」を随時開催し、新規の要支援・要介護認定申請者に、認定結果が出る前に導入する介護保険サービス内容が適切かどうかをケアプランに基づき、担当介護支援専門員、地域包括支援センターと桑名市で検討しています。

2) 課題

- ・現状の「地域生活応援会議」では要支援認定者を対象としており、この会議の中で要介護認定者のケアプランを確認する機会はありません。
- ・また、「ケアミーティング」においても、介護保険の基本である「自立支援」に資するケアプランの作成を推進していく必要があります。

3) 第7期における方針

「地域生活応援会議」において、対象者の範囲として要介護認定者や新規ではない要支援認定者も対象としていくことを検討します。

なお、この対象者の抽出にあたっては、国民健康保険団体連合会が提供する「介護給付適正化システム」等も有効に活用しながら、利用者の有益性及びサービスの利用の適正化の観点から対象者を抽出していきます。

また、「ケアミーティング」においては、暫定的にサービスを利用しようとする場合においても、「自立支援」を念頭に置き、利用者にとって必要なサービスを組み込んだ適切なケアプラン作成を促していきます。

さらに、ケアプランの点検を行う桑名市の担当職員の質の向上を図るため、研修会等への参加や介護支援専門員の資格取得等も積極的に進めていきます。

ハ 福祉用具貸与・購入及び住宅改修の点検

1) 現状

毎月、福祉用具貸与・購入又は住宅改修を行った者のうちからそれぞれ1名を抽出し、被保険者宅を訪問して実態を調査し、福祉用具等の必要性や利用状況等を確認しています。

また、「地域生活応援会議」において、対象者が福祉用具を利用している場合、その福祉用具を取り扱う事業者も随時参加していただき、利用状況等の詳細を確認しています。

2) 課題

- ・国民健康保険団体連合会が提供する「介護給付適正化システム」等において、福祉用具貸与費状況等を確認することができますが、これを有効に活用できていません。

3) 第7期における方針

引き続き、毎月、福祉用具貸与・購入又は住宅改修を行った者のうちからそれぞれ1名を抽出し、被保険者宅を訪問して実態を調査し、福祉用具等の必要性や利用状況等を確認します。その際には、国民健康保険団体連合会が提供する「介護給付適正化システム」の活用やリハビリテーション専門職による訪問調査の実施等を検討します。

また、「地域生活応援会議」において、引き続き、対象者が利用する福祉用具事業者も必要に応じて参加し、利用状況等を確認します。

ニ 縦覧点検及び突合点検

1) 現状

不適切な介護報酬の請求を効果的かつ効率的に排除するために、同一の保険者に係る複数の月又は介護事業者にわたるレセプトを照合する「縦覧点検」と医療保険に関するレセプトと介護保険に関するレセプトとを照合する「医療情報との突合点検」を、三重県国民健康保険団体連合会に委託して実施しています。

2) 課題

- ・縦覧点検及び医療情報との突合点検は、不適正な請求を効果的かつ効率的に排除でき、費用対効果も高いと言われており、今後も継続していく必要があります。

3) 第7期における方針

引き続き、縦覧点検及び医療情報との突合点検を三重県国民健康保険団体連合会に委託して実施します。

また、三重県国民健康保険団体連合会からの疑義照会に的確に回答できるように、担当職員の研修会等への出席の機会を確保していきます。

ホ 介護給付費通知

1) 現状

保険者から受給者本人（家族を含む）に対して、四半期ごとに介護サービスを利用した費用の給付状況を通知しています。これにより、適切なサービスの利用等の普及啓発を図っています。

2) 課題

- ・介護保険制度の持続的な運用の観点からも、受給者本人（家族を含む）が利用したサービス費用の給付状況を把握することは、今後も必要です。

3) 第7期における方針

引き続き、四半期ごとに介護給付費通知を送付します。

ヘ 介護サービス事業者等への適正化支援事業（専門職指導研修）

1) 現状

介護サービスの質の向上を図るため、三重県介護支援専門員協会桑員支部及び桑名訪問介護事業者連絡協議会に委託して、介護支援専門員及び訪問介護員を対象とする研修会を実施しています。

2) 課題

- ・本計画に盛り込まれた基本的な考え方を反映した内容となるよう、あらかじめ各専門職団体との協議を十分に行うことができておらず、委託先に依存した内容となっています。
- ・また、介護支援専門員や訪問介護員などに対する研修会は、他にも多数実施されており、それらとの統合の余地もあり、その検討が必要です。

3) 第7期における方針

専門職指導研修の内容が、本計画の基本的な考えを反映したものとなるよう、各専門職団体との事前協議を実施します。

また、介護予防に資するサービスの提供及び在宅生活の限界点を高めるサービス提供を実現するために開催するリハビリテーション専門職による「高齢者リハビリテーションに関する研修会」等他の類似する研修会との統合についても検討します。

② 介護給付適正化事業の実施目標

2017（平成29）年に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」による介護保険法の改正により、市町村介護保険事業計画において、介護給付等に関する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及び目標を定めるものと規定されました。

このため、前述のとおり介護給付適正化事業として掲げた事業のうち、より適正化の効果が期待できる次の3事業について、年度毎の実施目標を定め、介護給付等に関する費用の適正化をさらに推進していきます。

イ 要介護・要支援認定の適正化

1) 2018（平成30）年度における実施目標

市職員が認定調査に同行し、適切に認定調査が行われるように実態把握を行います。

また、認定審査会において、合議体間の軽重度変更率の格差について分析する手法を協議します。

2) 2019（平成31）年度における実施目標

認定調査の実態把握を踏まえ、認定調査に関する課題を抽出し、認定調査員の月例勉強会等の場で共有し、その改善につなげてきます。

また、認定審査会における合議体間の軽重度変更率の格差について分析する手法の協議を踏まえ、その改善につなげていきます。

3) 2020（平成32）年度における実施目標

認定調査及び認定審査会における取組について評価を行い、次年度以降の事業方針を策定します。

ロ 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の適正化（ケアプランの点検）

1) 2018（平成30）年度における実施目標

「地域生活応援会議」の対象者について、国民健康保険団体連合会が提供する介護給付適正化システム等も有効に活用しながら対象者を抽出し、要介護認定者等も新たに対象として加えます。

2) 2019（平成31）年度における実施目標

新たに対象として加えた要介護認定者等の地域生活応援会議における検討を踏まえ、対象者の抽出方法等について必要な見直しを行います。

3) 2020（平成32）年度における実施目標

会議に参加した介護支援専門員等へのアンケート調査等を実施しながら、地域生活応援会議における運用について評価を行い、次年度以降の事業方針を策定します。

ハ 福祉用具貸与・購入及び住宅改修の点検

1) 2018（平成30）年度における実施目標

福祉用具貸与・購入又は住宅改修を行った者のうちから、それぞれ1名を抽出し、被保険者宅を訪問して実態を調査するが、その抽出にあたって、国民健康保険団体連合会が提供する介護給付適正化システム等の活用方法を検討します。

2) 2019（平成31）年度における実施目標

国民健康保険団体連合会が提供する介護給付適正化システム等を活用して対象者を抽出し、その対象者宅への訪問による実態調査を行います。

3) 2020（平成32）年度における実施目標

福祉用具貸与・購入及び住宅改修の点検における取組について評価を行い、次年度以降の取組方針を策定します。

③ その他の任意事業の現状と課題

イ 認知症高齢者見守り事業

1) 現状

認知症による見当識障害で行方不明になる恐れのある高齢者を事前登録し、行方不明になった場合に協力機関にFAXで搜索の協力依頼をする「徘徊SOS緊急ネットワーク事業」を実施しています。

また、地域での見守り広めるため、2015（平成27）年度より「徘徊模擬訓練」を実施し、2017（平成29）年度は7か所で開催しています。

2) 課題

- ・徘徊SOS緊急ネットワークの情報発信をFAXで行っていますが、事務所以外の職員に情報が行き渡っていません。
- ・住民が搜索の協力者として参加できるシステムを検討する必要があります。

3) 第7期における方針

多くの協力者に搜索に参加してもらえる情報発信の在り方を検討し、行方不明者の早期発見に努めます。

また、「徘徊模擬訓練」を地域組織、地域住民と一体となって、地域づくりの一環として引き続き実施します。

ロ 成年後見制度利用支援事業

1) 現状

認知症高齢者等で、配偶者又は2親等以内の親族を欠くもの等を対象として、桑名市長が申立人となり、適切な後見人などが選任されるよう、支援しています。

また、成年後見制度の利用が必要である一方で、本人が低所得など、審判請求費用および後見人などへの報酬の支払いが困難な人に対して、申立費用の助成及び後見人等報酬額を助成することで、成年後見制度の利用を支援しています。

2) 課題

- ・後見開始等に関する審判の請求及び施診断書料等の助成を実施しており、成年後見制度の利用促進の観点からも引き続き実施していく必要があります。

3) 第7期における方針

認知症高齢者等の増加が予測される中で、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるためにも、引き続き事業を実施していきます。

ハ 住宅改修支援事業

1) 現状

介護保険サービスのうち住宅改修のみを利用する被保険者には、居宅介護支援又は介護予防支援が行われなため、理由書の作成者の確保が困難な場合があります。そのため、住宅改修に係る適切なマネジメントを受けられるよう、理由書を作成した介護支援専門員等に作成に要した費用を助成しています。

2) 課題

- ・適切に住宅改修を推進するために、介護支援専門員による支援は今後必要です。

3) 第7期における方針

引き続き、住宅改修支援事業を実施していきます。

ニ 重度筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者入院コミュニケーション支援事業

1) 現状

重度筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者が入院する際に、本人とのコミュニケーションに熟知している支援者を派遣し、医療機関の従事者との意思疎通を図り、円滑な医療行為が行えるように支援する事業です。

2) 課題

- ・今のところ、この事業の利用実績はありませんが、重度のALS患者にとって医療機関の従事者との意思疎通が図られることは、本人の安心と適切な医療につながることから、この事業の継続が必要です。

3) 第7期における方針

必要な事業として地域支援事業に位置付けられており、桑名市としても継続して事業を実施するとともに、必要な方には適切にこの事業の利用につなげていきます。

ホ 認知症サポーター等養成事業

1) 現状

「認知症サポーター」とは、認知症サポーター養成講座を受け、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り応援するボランティアです。

認知症サポーター養成講座を、地域の団体、商店・会社・学校等で開催し、認知症に対する理解を広めており、2017（平成29）年9月末現在、桑名市には認知症サポーター（講師役となるキャラバン・メイトを含む）が11,435人おり、総人口に占める割合は7.9%となっています。

2) 課題

- ・新オレンジプランに「小・中学校での認知症サポーター養成講座の開催等を利用した認知症に関する正しい理解の普及を進める」と明記されており、桑名市においても学校での養成講座の開催が増えてきています。しかし、学校によっては実施できていないところもあり、学校教育における認知症理解の推進方法を検討する必要があります。

- ・地域包括支援センターがキャラバン・メイトを担う場合が多いが、認知症サポーター養成講座の開催機会の拡大を進めるにあたり、他のキャラバン・メイトの活用を増やす必要があります。
- ・認知症サポーター養成講座を受講した人が、地域で活躍できる仕組みやステップアップ講座の開催などを検討する必要があります。

3) 第7期における方針

地域づくりの一環として認知症サポーター養成講座を、地域住民、学校、商店・企業等へ行い、認知症の人も安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

また、認知症サポーターが地域で活躍するための仕組みづくりを進めるとともに、ステップアップ講座の開催を検討します。

(4) 地域支援事業費

地域支援事業費については、次に掲げるものを合計することにより、見込みを推計しました。

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業費
- ② 包括的支援事業費
- ③ 任意事業費

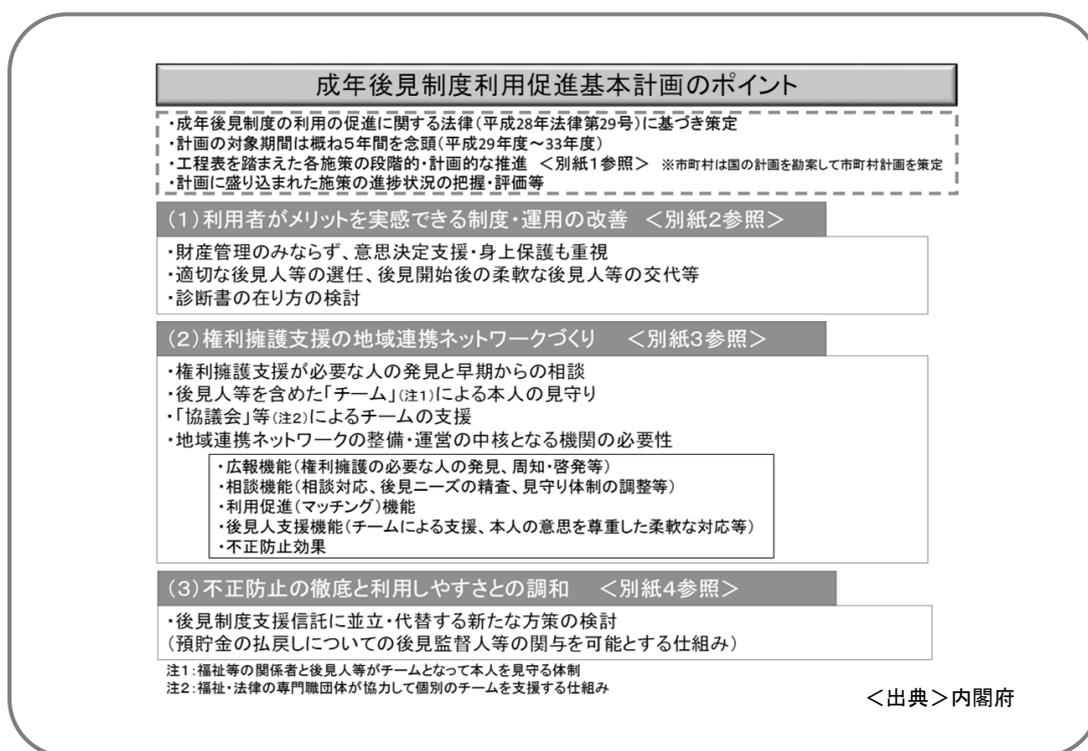
図表 2-127 地域支援事業費の見込み

単位：千円

区 分	2018(平成30) 年度	2019(平成31) 年度	2020(平成32) 年度	2025(平成37) 年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	250,191	258,415	266,683	309,158
包括的支援事業費・任意事業費	240,037	253,954	267,870	267,870
合計	490,228	512,369	534,553	577,028

4 成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）

国は、成年後見制度の利用促進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を2017(平成29)年3月に閣議決定しました。この基本計画に基づき、関係機関が連携して成年後見制度に関する施策に取り組むこととなりました。また、法律では、市町村が成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画））を定める努力義務が規定されています。このため、桑名市では、本計画において、この成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）を定めることとします。



(1) 成年後見制度の利用促進に関する現状及び課題点

- ・桑名市では、2015（平成27）年7月1日に「桑名市福祉後見サポートセンター」を設置し、成年後見制度についての相談支援、法人後見の受任、市民の方への広報・啓発活動、市民後見人の養成・マッチング等を行っています。
- ・市民後見人の養成では、2015（平成27）年度より市民後見人養成講座を開催し、約30名の方が受講され、その後、13名の方が市民後見人名簿に登録されました。この方々のうち、2017（平成29）年7月には桑名市として初めてとなる市民後見人が誕生しました。
- ・今後、独居世帯や認知症高齢者等が増えていく予測の中、弁護士、司法書士、社会

福祉士等の専門職による後見人以外にも、地域の実情に精通し、市民目線での対応が期待できる市民後見人を充実し、そのフォローを行っていくとともに、市民や関係者に成年後見制度の理解を促進していくことが必要です。

(2) 成年後見制度の利用促進に関する施策の基本的方針

- ・国の基本計画を踏まえて、今後とも、桑名市社会福祉協議会において「桑名市福祉後見サポートセンター」を運営します。センターでは、成年後見制度利用に関する相談支援、法人後見の受任、市民の方への広報・啓発活動、市民後見人の養成・マッチング等を実施し、桑名市や家庭裁判所と連携しながら成年後見制度利用の中核機関としての役割を担います。
- ・また、「桑名市福祉後見サポートセンター運営委員会」を開催し、センターの取組や法人後見受任に関して、法律・医療・福祉の専門職等が連携して協議を行います。
- ・さらに、桑名市や地域包括支援センター、障害者総合相談支援センターは、高齢者における困難事例や虐待防止に関して検討を行う「地域支援調整会議」や「桑名市高齢者虐待防止ネットワーク委員会」、また障害者における困難事例に関して検討を行う「障害者総合相談支援センター会議」等を随時開催し、様々な専門職が参画する多職種連携により、後見人及び本人をチームで支えていきます。その他、既存の高齢者施策、障害者施策の取組を通じ、関係機関や様々な専門職が連携を図りながら、権利擁護支援の必要な方の早期発見・支援、また地域において本人らしい生活継続のための支援を行っていきます。
- ・また、桑名市は、弁護士、司法書士等の法律専門職と福祉専門職の参加を得て、法務と福祉を連携する会議や研修会を定期的で開催し、地域連携のネットワーク構築に関する取組も進めていきます。
- ・今後、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の専門職団体や金融機関、家庭裁判所、三重県等との連携のあり方を検討し、地域連携ネットワークの充実をめざしていきます。

(参考) 国の「成年後見利用促進基本計画」で示された事項とそれに対応する取組状況

国の基本計画での記載		桑名市における取組状況
<p>・地域連携ネットワーク（※）の基本的仕組み</p> <p>（※）地域連携ネットワークとは、次の3つの役割を担うものと定義</p> <p>① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援</p> <p>② 早期の段階からの相談・対応体制の整備</p> <p>③ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築</p>		<p>・桑名市や地域包括支援センター、障害者総合相談支援センターは、高齢者における困難事例や虐待防止に関して検討を行う「地域支援調整会議」や「桑名市高齢者虐待防止ネットワーク委員会」、また障害者における困難事例に関して検討を行う「障害者総合相談支援センター会議」等を随時開催し、様々な専門職が参画する多職種連携により、後見人及び本人をチームで支えています。</p> <p>・その他、既存の高齢者施策、障害者施策の取組を通じ、関係機関や様々な専門職が連携を図りながら、権利擁護支援の必要な方の早期発見・支援、また地域において本人らしい生活継続のための支援を行っています。</p> <p>・また、桑名市は、弁護士、司法書士等の法律専門職と福祉専門職の参加を得て、研修会等を定期的に開催し、法律・福祉専門職の連携構築を図っています。</p>
①	<p>本人を後見人とともに支える「チーム」による対応 （福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制の整備）</p>	
②	<p>地域における「協議会」等の体制づくり （法律・福祉の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組みの整備）</p>	<p>・桑名市では、2015（平成27）年7月1日に「桑名市福祉後見サポートセンター（以下、「サポートセンター」）」を設置し、成年後見制度についての相談支援、法人後見の受任、市民の方への広報・啓発活動、市民後見人の養成・マッチング等を行っています。</p> <p>・なお、三重県内で、同様のサポートセンターの設置は、桑名市のほか、伊賀地域、鈴鹿市、四日市市、津市の5か所の設置のみ。（2017（平成29）年9月1日現在）</p>
<p>・地域連携ネットの中核となる機関の必要性</p>		

国の基本計画での記載	
<p>・地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等</p>	
①	<p>広報機能 (権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)</p>
②	<p>相談機能 (相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)</p>
③	<p>成年後見制度利用促進機能 (マッチングの機能・担い手の育成等)</p>
④	<p>後見人支援機能 (チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)</p>
⑤	<p>不正防止効果 (前述の地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、不正の発生を抑制)</p> <p>※ 法務省等において実効的な方策を検討</p>



桑名市における取組状況
<p>【①広報機能】</p> <p>・桑名市やサポートセンターでは、研修やシンポジウムの開催を通じて、権利擁護の必要な人を発見し支援につなげることの重要性や成年後見制度活用の具体事例の紹介等を通じて周知啓発を行っています。</p> <p>【②相談機能】</p> <p>・桑名市やサポートセンター、地域包括支援センター、障害者総合相談支援センターにおいて、成年後見制度の相談支援をはじめ、日常生活上の困りごと等の相談支援を通じて、権利擁護の必要な人の早期発見・支援、成年後見制度利用の要否、見守り体制の必要性等、関係者と協議しながら進めている。なお、サポートセンターにおいて、司法書士による成年後見制度相談会を月に1回開催している。</p> <p>【③成年後見制度利用促進機能】</p> <p>・サポートセンターにおける市民後見人の養成では、2015（平成27）年度より市民後見人養成講座を開催し、約30名の方が受講され、その後、13名の方が市民後見人名簿に登録されました。この方々のうち、2017（平成29）年7月には桑名市として初めてとなる市民後見人が誕生しました。・桑名市やサポートセンター、地域包括支援センター、障害者総合相談支援センターにおいて、成年後見制度利用の相談にあたって後見人候補者の助言を行っています。</p> <p>【④後見人支援機能】</p> <p>・桑名市や地域包括支援センター、障害者総合相談支援センターは、高齢者における困難事例や虐待防止に関して検討を行う「地域支援調整会議」や「桑名市高齢者虐待防止ネットワーク委員会」、また障害者における困難事例に関して検討を行う「障害者総合相談支援センター会議」等を随時開催し、様々な専門職が参画する多職種連携により、後見人及び本人をチームで支えています。</p> <p>【⑤不正防止効果】</p> <p>・上記の取組を進めることによって、不正の発生抑制に努めています。</p>

5 市町村特別給付

(1) 市町村特別給付の実施

市町村特別給付とは、通常の介護給付サービス、予防給付サービスの他に、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資する介護給付として市町村が条例で定める給付であり、介護給付、予防給付に対して「横だしサービス」と言われています。

桑名市では、法定の介護給付及び予防給付以外の桑名市独自の給付として、高齢者相互間の支え合いを制度化する意義が認められること、また、要介護から要支援、あるいは要支援から要介護への移行に対応するため、市町村特別給付を実施しています。

① おむつ助成サービス及び訪問理美容サービスの現状と課題、第7期における方針

イ 現状

おむつ助成サービスは、在宅で要介護4・5の認定者を対象に、おむつ引換券（利用者負担1割）を支給しています。

また、訪問理美容サービスについても在宅で要介護4・5の認定者を対象に、年に3枚を上限に、訪問理美容利用券（利用者負担5割）を支給しています。

ロ 課題

- ・在宅生活の限界点を高める観点から、おむつ助成サービス及び訪問理美容サービスの継続が求められます。

ハ 第7期における方針

今後も、在宅の要介護4・5の認定者を対象に、おむつ助成サービス及び訪問理美容サービスを実施します。

〔おむつ助成サービスの概要〕

対象者	在宅（※1）の要介護4・5の認定者
サービス利用	利用者又は担当介護支援専門員より介護高齢課に申請書を提出 ※認定調査票、主治医意見書等の資料により妥当性を審査
支給額の上限	5,400円/月
利用者負担	1割負担

備 考	<p>○一般社団法人桑名地区薬剤師会会員又は社団法人三重県医薬品登録販売者協会桑名支部会員で登録された事業者でのみ使用することができる</p> <p>○※1とは下記の施設の利用がない状態のこと</p> <p>①介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、養護老人ホーム、グループホーム</p> <p>②複数かつ高齢者専用で居住する形態の施設</p> <p>③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（2005（平成17）年法律 第123号）に基づく、共同生活援助又は施設。</p>
-----	--

〔訪問理美容サービスの概要〕

対象者	在宅（※1）の要介護4・5の認定者
サービス利用	利用者又は担当介護支援専門員より介護高齢課に申請書を提出
単 価	5,000円/回
利用者負担	2,500円/回（単価の5割負担）
備 考	<p>○ 三重県理容生活衛生同業組合桑名支部会員又は三重県美容業生活衛生同業組合桑名支部会員で登録された事業者のみで使用できる。</p> <p>○ サービス提供を受ける際は、必ず介護者が付き添うこと。</p> <p>○※1とは下記の施設の利用がない状態のこと</p> <p>①介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、養護老人ホーム、グループホーム</p> <p>②複数かつ高齢者専用で居住する形態の施設</p> <p>③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（2005（平成17）年法律 第123号）に基づく、共同生活援助又は施設。</p>

② 通院等乗降介助サービスの現状と課題、第7期における方針

イ 現状

退院後の在宅復帰を支援するための通院の介助として、要支援者を対象として、

- ① 30日以上入院後、退院してから3か月以内で居宅から病院受診する場合
- ② 要介護から要支援への認定変更により通院等乗降介助を利用できなくなった場合

について、3か月以内の期間で通院等乗降介助サービスを実施しています。

□ 課題

- ・利用者は少ないのが現状ですが、入院から在宅復帰を支援する観点からも有効に利用されており、今後も継続が求められます。

ハ 第7期における方針

退院後の在宅復帰を支援、認定変更時の経過措置として有効なサービスであるため、引き続き前述の場合に該当する要支援者について実施します。

〔通院等乗降介助サービスの概要〕

サービス内容	訪問介護における通院等乗降介助に相当するサービス
趣 旨	自力で安全に通院することができない要支援認定者に対し、訪問介護における通院等乗降介助に相当するサービスを短期間提供することで、要支援状態等の悪化の防止、退院後の在宅復帰を支援する。
対象者	次に掲げる場合における在宅（※1）の要支援認定者 ① 30日以上入院後、退院してから3ヶ月以内で、居宅から病院受診する場合（新規の要支援認定申請及び要支援認定者の区分変更申請に限る） ② 要介護から要支援への認定変更により通院等乗降介助を利用できなくなった場合（要介護者の更新申請に限る）
備 考	○（※1）とは、下記の施設の利用がない状態のこと ①介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設 ②小規模多機能型居宅介護、グループホーム、特定施設入居者生活介護（地域密着型含む） ③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（2005（平成17）年法律 第123号）に基づく、共同生活援助又は施設
利用期間	3ヶ月以内（ただし、サービス利用開始時の要支援認定の有効期間を超えてサービスを利用することはできない。初回開始日が15日以降の場合は、初月に含まず、翌月から3ヶ月利用可能）
サービス利用	担当介護支援専門員より介護高齢課へ理由書に利用者基本情報、アセスメントを添付して提出

単 価	片道1回 1,010円 (介護給付の通院等乗降介助を準用)
利用者負担	単価の3割負担+実費
利用限度額	8,080円/月(週2回を限度)※片道を1回とする
サービス提供事業者	訪問介護を行う事業所として、介護保険法第70条の規定により指定居宅サービス事業者として指定された者のうち、通院等乗降介助に係る届出を行った事業者

③ 短期集中予防サービスの現状と課題、第7期における方針

イ 現状

要介護者についても、介護予防・生活支援サービス事業である「短期集中予防サービス」を提供することにより、生活機能の向上を実現することが可能であることが想定されます。

そこで、要介護者を対象として、介護予防・生活支援サービス事業の短期集中予防サービスである「くらしいきいき教室」、「栄養いきいき訪問」及び「お口いきいき訪問」を提供しています。

ロ 課題

- ・これまでに利用実績はありませんが、要介護者についても生活機能の向上に有効であるサービスと考えられます。

ハ 第7期における方針

要介護者においても、栄養状態や口腔機能の改善、通所等による生活機能の向上が見込まれ、短期集中予防サービスの利用が望ましい場合が想定されるため、「くらしいきいき教室」及び「栄養いきいき訪問」を継続して実施します。

また、新たな短期集中予防サービスである「いきいき訪問(仮称)」を市町村特別給付として新たに実施し、「お口いきいき訪問」については総合事業と同様に廃止します。

(2) 市町村特別給付給付費

桑名市における市町村特別給付費の見込みは、次のとおりです。

図表 2 - 1 2 8 市町村特別給付給付費の見込み

区 分	2018(平成30)年度	2019(平成31)年度	2020(平成32)年度	2025(平成37)年度
給付費 (千円/年)	13,394	13,820	14,248	16,518

6 地域における自立した日常生活の支援、介護予防又は重度化防止への取組に関する評価指標及び目標の設定

2017（平成29）年に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」による介護保険法の改正により、市町村介護保険事業計画において、高齢者の地域における自立した日常生活の支援、介護予防又は重度化防止の取組とその目標を設定するものと規定されました。

これを踏まえて、本計画に掲げる事業のうち、高齢者の自立支援・重度化防止に資する事業について、事業実施による事業量を表す、いわゆる「アウトプット指標」を設定して、この指標をもとに評価を実施します。

また、これと併せて事業を実施した結果として、高齢者や地域等に対してどのような効果・成果があがったのかを表す、いわゆる「アウトカム指標」を設定して、この指標についても評価を実施します。

評価にあたっての判断基準となるアウトプット指標・アウトカム指標及びその目標とする方向性を次のとおり設定します。なお、本計画の進捗状況の評価としては、次に掲げる評価指標以外にも、桑名市地域包括ケアシステム推進協議会の協議を経て、本計画の重点事項に位置づけた事業を中心に評価指標を設定します。

これら設定した評価指標に基づき、毎年度、桑名市における自己評価を行うとともに、この自己評価をもとに桑名市地域包括ケアシステム推進協議会において外部評価を行い、これを公表します。

(1) 高齢者の自立支援・重度化防止に関するアウトプット指標及び目標とする方向性

① 介護予防・日常生活支援総合事業における評価指標及び目標とする方向性

介護予防・生活支援サービス事業の中核的なサービスや地域住民相互の支え合いにつながる事業について評価指標等を設定します。

図表 2-129 介護予防・日常生活支援総合事業における評価指標及び目標とする方向性

指 標		2016 (平成28)年度	目標 方向性
くらしいき教室の延べ利用者数（人）	通所・訪問サービスの一体的な提供により、高齢者の生活機能向上等を図ります。	276	
高齢者サポーター養成講座の参加者数（人）	地域の介護力の底上げを目指し、地域の「サポーター」となるボランティアを育成します。	61	
介護支援ボランティアの登録者数（人）	高齢者の社会参加に資するボランティア活動を推進し、ひいては高齢者の介護予防につなげます。	267	

② 生活支援体制整備事業における評価指標及び目標とする方向性

地域における支え合い体制づくりを推進する生活支援コーディネーターの活動や地域住民が主体となって運営する「通いの場」について評価指標等を設定します。

図表 2-130 生活支援体制整備事業における評価指標及び目標とする方向性

指 標		2016 (平成28)年度	目標 方向性
生活支援コーディネーターが地域で開催の会議等に出席した回数(回)	住民主体により日常生活支援に取り組む必要性を啓発等するため、地域で開催するワークショップや出前講座等の実施を働きかけていきます。	53	
「通いの場」(「シルバーサロン」を含む)の把握数(団体)	住民主体により地域交流の機会を提供する「通いの場」の「見える化」・創出を推進します。	131	

③ 地域ケア会議推進事業における評価指標及び目標とする方向性

医療・介護専門職の多職種協働による介護予防に資するケアマネジメントを実践するための地域生活応援会議について評価指標等を設定します。

図表 2-131 地域ケア会議推進事業における評価指標及び目標とする方向性

指 標		2016 (平成28)年度	目標 方向性
地域生活応援会議(A型)に出席した居宅介護支援事業所等(※)の数(か所)	地域生活応援会議を継続的に開催し、介護予防に資するケアマネジメント及び介護支援専門員の資質の向上を推進します。	34	

(※) 出席した居宅介護支援事業所及び(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の数

④ 認知症総合支援事業における評価指標及び目標の方向性

「桑名市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」の結果をもとに、「認知症初期集中支援チーム」のチーム員により、認知等に関するリスクを抱え、支援につながっていない人への訪問等による状況把握及び支援の取組について評価指標等を設定します。

図表 2-132 認知症総合支援事業における評価指標及び目標とする方向性

指 標		2016 (平成28)年度	目標 方向性
ニーズ調査から抽出した対象者に対し、訪問等により状況把握等できた割合(%)	認知等に関するリスクを抱え、支援につながっていない人への訪問等による状況把握及び支援を継続的に推進します。	96.6	

⑤ その他介護予防に資する取組における評価指標及び目標の方向性

「桑名市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」の結果をもとに、市地域包括支援相談員により、閉じこもりに関するリスクを抱え、支援につな

がっていない人への訪問等による状況把握及び支援の取組について評価指標等を設定します。

図表 2-133 その他介護予防に資する取組における評価指標及び目標とする方向性

指 標		2016 (平成28)年度	目標 方向性
ニーズ調査から抽出した対象者に対し、訪問等により状況把握等できた割合 (%)	閉じこもりに関するリスクを抱え、支援につながない人への訪問等による状況把握及び支援を継続的に推進します。	99.1	

(2) 高齢者の自立支援・重度化防止に関するアウトカム指標及び目標とする方向性

前述で掲げたような高齢者の自立支援・重度化防止に資する事業を実施した結果として、高齢者や地域等に対してどのような効果・成果があがったのかを表すアウトカム指標を設定し、この目標とする方向性を定めます。

図表 2-134 高齢者の自立支援・重度化防止に関するアウトカム指標及び目標とする方向性

指 標	算出方法	2016 (平成28)年度	目標 方向性
主観的健康観の高い高齢者の割合 (%)	ニーズ調査から「現在のあなたの健康状態はいかがですか」という設問に「とてもよい」又は「まあよい」と回答した人の割合	71.4	
地域での活動（社会参加）の割合 (%)	ニーズ調査から、「ボランティア、スポーツ関係及び趣味関係のグループ、学習・教養サークル、老人クラブ、町内会・自治会、収入のある仕事」のいずれかに月1回以上参加したと回答した人の割合	47.3	
認知症リスク高齢者の割合 (%)	ニーズ調査から「物忘れが多いと感じますか」という設問に「はい」と回答した人の割合	43.3	
閉じこもりリスク高齢者の割合 (%)	ニーズ調査から「週に1回以上は外出していますか」という設問に「ほとんど外出していない」又は「週1回」と回答した方の割合	13.6	
IADL（手段的日常生活動作）低下者の割合 (%)	ニーズ調査から「バスや電車を使って1人で外出していますか」等の設問からIADL（手段的日常生活動作）低下者として評価した人の割合	6.1	
要介護・要支援認定率 (%) (注)	各年9月末現在において、第1号被保険者数に対する要介護・要支援認定者数（第2号被保険者の認定者数を含む）の割合	14.2	
要介護（要支援）度が改善した割合 (%)	各年9月末現在で要介護（要支援）認定を受けた人のうち、1年後に要介護（要支援）度が改善した人の人数を追跡調査し、その改善した人の割合	10.6	
介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられると感じる割合 (%)	ニーズ調査から「介護が必要になっても、医療、介護サービスを受けながら住み慣れた地域で暮らし続けられると感じますか」という設問に「とても感じる」又は「まあまあ感じる」と回答した人の割合	60.7	

(注) 要支援認定率及び要介護認定率は、今後、75歳以上の人口割合が増える見込みであるため上昇することが予測されますが、この割合の維持を目指します。

7 保険料

「7 保険料」は、当日配布いたします。